

TaxFlash



新たな投資ネガティブリストの概要が明らかに

インドネシア政府は、新たな投資ネガティブリストについて規定する大統領規制2016年第44号(以下、「大統領規制第44号」)を公布しました。大統領規制第44号は2016年5月18日に効力を生じ、投資ネガティブリストに係る従来の大統領規制(すなわち、大統領規制2014年第39号(以下、「大統領規制第39号」))は廃止されました。今回の新たな投資ネガティブリストは、2016年2月に経済担当調整大臣が発表した経済政策パッケージの第10弾に基づいて公布されており、外国投資家および国内投資家によるインドネシア全土にわたる投資を加速させ、また国際市場におけるインドネシアの競争力向上を目的としています。同時に、インドネシア政府は当該ネガティブリストの運用を通じて、国内の戦略的産業の保護と中小企業の育成も図りたい考えです。

当該ネガティブリストでは以下の変更が規定されています。

- 複数の公共事業、貿易、クリエイティブ産業、及びヘルスケアビジネスをネガティブリストから除外し、これらに関連する業種について外資による100%の出資を認める。
- 特定要件が課される可能性のあるほとんどの産業(例えば、観光業及び運輸業)について、東南アジア諸国連合(ASEAN)における加盟国間の協力という観点から、許容される外資出資比率を引き上げる。
- 国内投資家に限定されていた高圧電力、e-コマース、及び特定のヘルスケアビジネスといった業種について、一定の出資比率を(場合によっては特定要件を満たすことを前提に)設けて外国投資家にも開放する。
- 事業を所管する各大臣からの推薦を義務付ける要件を撤廃する(主に農業分野)。または承認プロセスを簡素化するために複数の業種をひとつの業種にまとめる(例えば、漁業及び運輸業)。
- 中小企業の保護を拡充する(中小企業に限定される業種の追加、中小企業に限定される建設プロジェクトの契約価格の引き上げ、及びインドネシア国内の中小企業とのパートナーシップが義務付けられる複数の業種の追加)。
- いかなる投資も受け付けない2つの業種を追加する(つまり、どのような目的であってもサンゴの採取と販売に対する投資は認められず、同じく沈没船からの財宝の収集・獲得に対する投資も認められない)。

投資開放業種の要件を免除する条件

大統領規制第44号では、特定要件を満たすことを前提に投資が認められる業種について、以下のいずれかの条件を満たす場合、自由な投資が認められると規定しています。

- 投資が間接的に行われること、またはインドネシア国内の資本市場にて取引されるポートフォリオを通じて行われること、あるいは
- 投資が経済特区で行われること(国内中小企業に限定される業種への投資を除く)

出資比率の変更

大統領規制第44号では、企業の吸収合併・取得・新設合併における外資の出資比率の制限についても規定しています。さらに大統領規制第44号では、事業拡大を目的とした増資により外資出資比率がその制限を超えた場合に外国投資家が講じ得る措置についても条項を設けています。

既得権条項

大統領規制第44号にて規制される業種への投資の実行について、大統領規制第44号の公布前に既に承認されていた投資は大統領規制第44号の適用対象とはなりません。ただし、大統領規制第44号の条項が当該投資にとってより有利である場合はその限りではありません。

変更点の概要

インドネシアへの外国直接投資に関する新ネガティブリストにおける変更点は以下のとおりです。

A. エネルギー及び鉱物資源

No.	業種	大統領規制第39号(旧規則)	大統領規制第44号(新規則)
1	出力が10メガワット以下の地熱発電所	<ul style="list-style-type: none"> • 出力が1メガワット以下の発電所については、国内資本による100%の出資のみを認める。 • 小規模発電所(1~10メガワット)は外国資本による49%までの出資を認める。 	外国資本による67%までの出資を認める。
2	ペレット燃料の生産	国内中小企業とのパートナーシップを義務付ける。	外国資本による100%の出資を認める。
3	中/高電圧設備	外国資本による出資は禁止(100%国内資本とする)	外国資本による49%までの出資を認める。
4	給電設備の検査及び試験	外国資本による出資は禁止(100%国内資本とする)	外国資本による49%までの出資を認める。
5	高/超高電圧設備の検査及び試験	外国資本による出資は禁止(100%国内資本とする)	外国資本による49%までの出資を認める。

B. 加工業

No.	業種	大統領規制第39号(旧規則)	大統領規制第44号(新規則)
1	グラニュー糖	国内中小企業に限定	国内中小企業とのパートナーシップを条件に外国資本による100%の出資を認める。
2	クラムラバー加工	外国資本による出資は禁止(100%国内資本とする)	工業大臣からのライセンスの取得を条件に外国資本による100%の出資を認める。

C. 公共事業

No.	業種	大統領規制第39号(旧規則)	大統領規制第44号(新規則)
1	有料道路	外国資本による95%までの出資を認める。	外国資本による100%の出資を認める。
2	無害廃棄物管理	外国資本による95%までの出資を認める。	外国資本による100%の出資を認める。
3	プロジェクト契約価格が500億ルピアを超える建設施工サービス	外国資本による67%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。ただし、ASEAN加盟国の投資家の場合は、70%までの出資を認める。
4	プロジェクト契約価格が100億ルピアを超える建設コンサルティングサービス	外国資本による55%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。ただし、ASEAN加盟国の投資家の場合は、70%までの出資を認める。

D. 商業

No.	業種	大統領規制第39号(旧規則)	大統領規制第44号(新規則)
1	直接販売	外国資本による95%までの出資を認める。	外国資本による100%の出資を認める。
2	面積が400～2000平方メートルの百貨店	外国資本による出資は禁止(100%国内資本とする)	ショッピングモールに統合されており、かつ貿易大臣からライセンスを取得すれば、外国資本による67%までの出資を認める。
3	郵便及びインターネットを介した小売	外国資本による出資は禁止(100%国内資本とする)	国内中小企業とのパートナーシップを条件に外国資本による100%の出資を認める。
4	生産と連携した流通	外国資本による33%までの出資を認める。	外国資本による100%の出資を認める。
5	生産と連携しない流通	外国資本による33%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。
6	倉庫	外国資本による33%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。
7	冷蔵	(a)スマトラ、ジャワ及びバリにおける外資出資比率を33%まで認める。 (b)カリマンタン、スラウェシ、ヌサ・テングラ、マルク及びパプアにおける外資出資比率を67%まで認める。	外国資本による100%の出資を認める。
8	調査/アンケート活動	原則として100%国内資本とする。ただし、ASEAN加盟国の投資家の場合は51%までの出資を認める。	原則として100%国内資本とする。ただし、ASEAN加盟国の投資家の場合は70%までの出資を認める。
9	先物ブローカー	外国資本による95%までの出資を認める。	外国資本による100%の出資を認める。

E. 観光及びクリエイティブ産業

No.	業種	大統領規制第39号(旧規則)	大統領規制第44号(新規則)
1	民営博物館・美術館	外国資本による51%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。ただし、ASEAN加盟国の投資家の場合は、70%までの出資を認める。

No.	業種	大統領規制第39号(旧規則)	大統領規制第44号(新規則)
2	民間事業者が管理する史跡	外国資本による51%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。ただし、ASEAN加盟国の投資家の場合は、70%までの出資を認める。
3	旅行代理店	外国資本による49%までの出資を認める。ただし、国内中小企業とパートナーシップを締結している場合は51%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。ただし、ASEAN加盟国の投資家の場合は、70%までの出資を認める。
4	レストラン	外国資本による51%までの出資を認める。	外国資本による100%の出資を認める。
5	フード(ケータリング)サービス	外国資本による51%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。ただし、ASEAN加盟国の投資家の場合は、70%までの出資を認める。
6	バー	外国資本による49%までの出資を認める。ただし、国内中小企業とパートナーシップを締結している場合は51%までの出資を認める。	外国資本による100%の出資を認める。
7	カフェ	外国資本による49%までの出資を認める。ただし、国内中小企業とパートナーシップを締結している場合は51%までの出資を認める。	外国資本による100%の出資を認める。
8	2つ星ホテル	外国資本による51%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。
9	1つ星ホテル	外国資本による51%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。
10	ランキング外のホテル	外国資本による51%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。
11	モーテル	<ul style="list-style-type: none"> 外国資本による49%までの出資を認める。ただし、国内中小企業とパートナーシップを締結している場合は51%までの出資を認める。 ただし、ASEAN加盟国の投資家については、ジャワ及びバリに所在する場合、70%までの出資を認める。 	外国資本による67%までの出資を認める。ただし、ASEAN加盟国の投資家の場合は、70%までの出資を認める。
12	ビリヤード場	外国資本による49%までの出資を認める。ただし、国内中小企業とパートナーシップを締結している場合は51%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。ただし、ASEAN加盟国の投資家の場合は、70%までの出資を認める。
13	ボーリング場		
14	スイミングプール		
15	サッカー場		
16	テニスコート		
17	フィットネスセンター		
18	スポーツセンター及びその他のスポーツ活動の場		

No.	業種	大統領規制第39号(旧規則)	大統領規制第44号(新規則)
19	ゴルフコース	<ul style="list-style-type: none"> 外国資本による49%までの出資を認める。ただし、国内中小企業とパートナーシップを締結している場合は51%までの出資を認める。 ただし、ASEAN加盟国の投資家については、ジャワ及びバリの外に所在する場合、100%の出資を認め、ジャワ及びバリに所在する場合は70%までの出資を認める。 	外国資本による67%までの出資を認める。ただし、ASEAN加盟国の投資家の場合は、70%までの出資を認める。
20	芸術活動に係る興行サービス	外国資本による49%までの出資を認める。ただし、国内中小企業とパートナーシップを締結している場合は51%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。ただし、ASEAN加盟国の投資家の場合は、70%までの出資を認める。
21	カラオケバー	外国資本による49%までの出資を認める。ただし、国内中小企業とパートナーシップを締結している場合は51%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。
22	MICE(Meeting(会議・研修)、Incentive(招待旅行)、Conference(国際会議・学術会議)、及びExhibition(展示会))サービス	外国資本による51%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。ただし、ASEAN加盟国の投資家の場合は、70%までの出資を認める。
23	自然環境保全地域外の観光地	外国資本による51%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。
24	映画スタジオ	外国資本による49%までの出資を認める。	外国資本による100%の出資を認める。
25	フィルム現像所	外国資本による49%までの出資を認める。	外国資本による100%の出資を認める。
26	フィルム・ダビング施設	外国資本による49%までの出資を認める。	外国資本による100%の出資を認める。
27	フィルム印刷または複写施設	外国資本による49%までの出資を認める。	外国資本による100%の出資を認める。
28	映画撮影施設	外国資本による出資は禁止(100%国内資本とする)	外国資本による100%の出資を認める。
29	フィルム編集施設	外国資本による出資は禁止(100%国内資本とする)	外国資本による100%の出資を認める。
30	映画字幕制作施設	外国資本による出資は禁止(100%国内資本とする)	外国資本による100%の出資を認める。
31	映画制作	外国資本による出資は禁止(100%国内資本とする)	外国資本による100%の出資を認める。
32	映画館	外国資本による出資は禁止(100%国内資本とする)	外国資本による100%の出資を認める。
33	レコーディング・スタジオ(カセット、VCD、DVD)	外国資本による出資は禁止(100%国内資本とする)	外国資本による100%の出資を認める。
34	映画配給	外国資本による出資は禁止(100%国内資本とする)	外国資本による100%の出資を認める。

F. 運輸

No.	業種	大統領規制第39号(旧規則)	大統領規制第44号(新規則)
1	旅客及び貨物を対象とする国際海運 (沿海航行を除く)	ASEAN加盟国の投資家に対し60%までの出資を認める。	ASEAN加盟国の投資家に対し70%までの出資を認める。
2	港湾設備(突堤、建物、貨物、ハンドリング・ターミナル、液体及びドライバルク・ターミナル、ロールオン・ロールオフ・ターミナル)	外国資本による49%までの出資を認める。ただし、官民パートナーシップを締結している場合は95%までの出資を認める。	最低資本金に関するライセンスの取得を条件に、外国資本による49%までの出資を認める。
3	サルベージ・サービスおよび/または水中作業	外国資本による49%までの出資を認める。	運輸大臣からのライセンスの取得を条件に、外国資本による100%の出資を認める。
4	ターミナル支援ビジネス	外国資本による49%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。
5	空輸支援サービス	外国資本による49%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。
6	空港関連サービス	外国資本による49%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。
7	海上貨物ハンドリング・サービス	外国資本による49%までの出資を認める。ただし、ASEAN加盟国の投資家の場合は、60%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。ただし、ASEAN加盟国の投資家の場合は、70%までの出資を認める。
8	運輸管理サービス	外国資本による49%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。
9	空輸貨物エクスプレッション・サービス	外国資本による49%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。
10	外国航空会社の総販売代理店	外国資本による49%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。
11	越境交通に必要な港湾の管理	政府指定企業との協力を義務付ける。	外国資本による49%までの出資を認める。
12	河港及び湖港の管理	政府指定企業との協力を義務付ける。	外国資本による49%までの出資を認める。
13	旅客用陸上輸送	外国資本による出資は禁止 (100%国内資本とする)	外国資本による49%までの出資を認める。

G. 情報通信及び情報科学

No.	業種	大統領規制第39号(旧規則)	大統領規制第44号(新規則)
1	通信ネットワーク・プロバイダ	外国資本による65%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。
2	通信サービス	外国資本による49%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。
3	統合通信ネットワーク及びサービス	外国資本による65%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。
4	通信機器試験所	外国資本による95%までの出資を認める。	外国資本による100%の出資を認める。
5	投資額が1000億ルピア以下の電子プラットフォームを通じた販売(マーケットプレイス、デイリーディール)	規制がないため、実務上では外国資本による100%の出資が認められる。	外国資本による49%までの出資を認める。

H. ヘルスケア

No.	業種	大統領規制第39号(旧規則)	大統領規制第44号(新規則)
1	医薬品原料	外国資本による85%までの出資を認める。	外国資本による100%の出資を認める。
2	ビジネス・マネジメント・コンサルティング・サービスまたは病院マネジメント・サービス	外国資本による67%までの出資を認める。	外国資本による100%の出資を認める。
3	ヘルスケア機器の試験	外国資本による49%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。
4	害虫駆除サービス	外国資本による出資は禁止(100%国内資本とする)	外国資本による67%までの出資を認める。
5	医療救助及び外来診療	外国資本による出資は禁止(100%国内資本とする)	外国資本による67%までの出資を認める。
6	病院	<ul style="list-style-type: none"> インドネシア全土にわたり外国資本による67%までの出資を認める。 インドネシア東部の主要都市に所在する場合、ASEAN加盟国の投資家に対し70%までの出資を認める(マカッサル及びマナドを除く)。 	<p>外国資本による67%までの出資を認める。ただし、ASEAN加盟国の投資家の場合は、70%までの出資を認める。</p> <p>インドネシア東部の主要都市にて投資を行わなければならない(マカッサル及びマナドを除く)。</p>
7	その他の医療サービス(精神リハビリテーション・クリニック)	外国資本による67%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。
8	専門医療クリニック	<ul style="list-style-type: none"> インドネシア全土にわたり外国資本による67%までの出資を認める。 インドネシア東部の主要都市に所在する場合、ASEAN加盟国の投資家に対し70%までの出資を認める(マカッサル及びマナドを除く)。 	<p>外国資本による67%までの出資を認める。ただし、ASEAN加盟国の投資家の場合は、70%までの出資を認める。</p> <p>インドネシア東部の主要都市にて投資を行わなければならない(マカッサル及びマナドを除く)。</p>
9	専門歯科クリニック	<ul style="list-style-type: none"> インドネシア全土にわたり外国資本による49%までの出資を認める。 マカッサル及びマナドに所在する場合、ASEAN加盟国の投資家に対し51%までの出資を認める。ただし、インドネシア東部のその他の主要都市に所在する場合、ASEAN加盟国の投資家に対し70%までの出資を認める。 	
10	専門介護施設	<ul style="list-style-type: none"> インドネシア全土にわたり外国資本による49%までの出資を認める。 マカッサル及びマナドに所在する場合、ASEAN加盟国の投資家に対し51%までの出資を認める。ただし、インドネシア東部のその他の主要都市に所在する場合、ASEAN加盟国の投資家に対し70%までの出資を認める。 	
11	医療機器リース	外国資本による49%までの出資を認める。	外国資本による100%の出資を認める。
12	臨床検査室、健康診断クリニック	外国資本による67%までの出資を認める。	外国資本による100%の出資を認める。
13	ヘルスケア機器サプライヤー	外国資本による33%までの出資を認める。	保健大臣からのライセンスの取得を条件に、外国資本による49%までの出資を認める。
14	クラスAヘルスケア機器産業	規制がないため、実務上では外国資本による100%の出資を認める。	保健大臣からのライセンスの取得を条件に、外国資本による33%までの出資を認める。

No.	業種	大統領規制第39号(旧規則)	大統領規制第44号(新規則)
15	クラスB、クラスC及びクラスDヘルスケア機器産業	規制がないため、実務上では外国資本による100%の出資を認める。	保健大臣からのライセンスの取得を条件に、外国資本による100%の出資を認める。
16	幹細胞バンク及び研究施設	規制がないため、実務上では外国資本による100%の出資を認める。	保健大臣からのライセンスの取得を条件に、外国資本による100%の出資を認める。

I. その他の産業

No.	産業	業種	大統領規制第39号(旧規則)	大統領規制第44号(新規則)
1	金融	信用保証会社	外国資本による100%の出資を認める。	外国資本による30%までの出資を認める。
2	労働力及び移住	職業訓練(非公式教育を含む)	外国資本による49%までの出資を認める。	外国資本による67%までの出資を認める。

上記の国際税務アップデートに関するご質問等は、PwC の御社担当者までお問い合わせください。

Your PwC Indonesia contacts

Abdullah Azis
abdullah.azis@id.pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@id.pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@id.pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@id.pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@id.pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@id.pwc.com

Anthony J. Anderson
anthony.j.anderson@id.pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@id.pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@id.pwc.com

Dany Karim
dany.karim@id.pwc.com

Engeline Siagian
engeline.siagian@id.pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@id.pwc.com

Felix MacDonogh
felix.macdonogh@id.pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

Gerardus Mahendra
gerardus.mahendra@id.pwc.com

Hanna Nggelan
hanna.nggelan@id.pwc.com

Hasan Chandra
hasan.chandra@id.pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@id.pwc.com

Hyang Augustiana
hyang.augustiana@id.pwc.com

Ivan Budiarnawan
ivan.budiarnawan@id.pwc.com

Laksmi Djuwita
laksmi.djuwita@id.pwc.com

Lukman Budiman
lukman.budiman@id.pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto@id.pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@id.pwc.com

Otto Sumaryoto
otto.sumaryoto@id.pwc.com

Parluhutan Simbolon
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@id.pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@id.pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@id.pwc.com

Soeryo Adjie
soeryo.adjie@id.pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali@id.pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@id.pwc.com

Tim Watson
tim.robert.watson@id.pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@id.pwc.com

Turino Suyatman
turino.suyatman@id.pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@id.pwc.com

Yuliana Kurniadjaja
yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@id.pwc.com

www.pwc.com/id

 [PwC Indonesia](#)

 [@PwC Indonesia](#)

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to contact.us@id.pwc.com

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2016 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.